

社会福祉法人八王子市社会福祉協議会 役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人八王子市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条第1項の規定に基づき、役員の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合は別に定める役員等の費用弁償及び旅費に関する規程に基づき費用を弁償する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
 - (2) 賞与については、別表2に定める額
 - (3) 通勤手当については、職員の給与に関する規程第8条の規定に準ずる額
- 2 常勤役員が職務のため出張したときは、別に定める職員の旅費に関する規程に基づき、旅費を支給する。ただし、旅費のうち日当、宿泊料、食卓料については副市長相当額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬等については、毎月21日（その日が日曜日又は土曜日に当たるときはその前日）とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義

の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則（平成29年3月28日理事会・評議員会議決）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人八王子市社会福祉協議会常勤役員の報酬等に関する規程（平成12年3月28日）は廃止する。

別表1 常勤役員の報酬

・常務理事 月額 315,000円以下

別表2 常勤役員の賞与

・常務理事

6月の賞与 (報酬月額+報酬月額×25%以下) ×1.1か月分以下

12月の賞与 (報酬月額+報酬月額×25%以下) ×1.3か月分以下